# 班長の選出・任期・役割

## 1. 班長の人員数、選出、任期、役割等について

**【会則抜粋】**

・第8条　班長　各班に1名

・第11条　班長は各班の中から互選により選出する。

・第12条　ブロック長及び班長の任期は1年とし、再任は妨げない。
ただし、再任の場合は2期連続（計2年）を最長とする。
任期途中で交代した場合は、前任者の残存期間とする。

・第10条　班長は班を代表とし、班内の業務（町内会費の徴収、文書の回覧または配布、班内の連絡及び取りまとめ等）に従事する。

## 2. 班長の選出【詳細】

班長は各班の中から互選により選出する。（順番による当番制とする。）

転勤などにより、途中交代する場合も上記同様とする。

## 3. 班長の任期【詳細】

任期は（4月から翌年の3月まで）であるが再任は妨げない。交代は、原則3月末とする。

ただし、再任の場合は2期連続（計2年）を最長とする。（上記、【会則抜粋】の再掲）

任期途中で交代した場合は、前任者の残存期間とする。（上記、【会則抜粋】の再掲）

## 4. 班長の役割【詳細】

① 次期班長が決まれば、現班長が責任をもって引継ぎをすること。

② 班内会員の入退居の取りまとめ及び、管理を行うこと。

③ 新規入居者へは、緊急連絡先等の記入をお願いし、ブロック長へ提出すること。

④ 新規入居者の家の場所が分かる地図も、一緒にブロック長へ提出すること。

⑤ 新規入居者へは、町内会則、町内会入会案内 などを入居者へ配布し、説明をすること。

⑥ 各種配布文書がなくなりそうであれば、ブロック長へ申し出て文書をもらうこと。

⑦ 班員の会費（上期4月、下期10月、新規入居者は随時）を徴収し、金額をチェックした上でブロック長へ渡すこと。
その他、行事などで臨時会費を徴収するものについても上記と同様とする。

⑧ 町内会から回覧物や配布物などの依頼があれば、回覧・配布すること。

⑨ 町内会についての住民からの問合せには親切にかつ、適切に指導・対応すること。

⑩ 町内住民からの問合せなどで不明な点は、ブロック長へ相談し、指示回答を仰ぐこと。

⑪ その他、町内会からの依頼事がある場合においては随時、対応すること。